

告示第 181 号
令和6年11月1日

周南市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成15年4月21日条例第159号）第3条の規定により「徳山下松港新南陽広域最終処分場における排水基準変更に係る生活環境影響調査書」の縦覧の告示をする。

なお、当該調査書について、縦覧期間満了の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

令和6年11月 1日

周南市長 藤井 律子



1. 施設の名称 徳山下松港新南陽広域最終処分場
2. 施設の設置の場所 周南市大字富田字西ノ嶋593番地先公有水面
3. 施設の種類 周南市一般廃棄物最終処分場
4. 施設において処理する一般廃棄物の種類 不燃ごみ、焼却灰、ばいじん
5. 埋立容量 70,000 m³
6. 実施した生活環境衛生調査の項目 水質
7. 縦覧する場所

縦覧の場所		縦覧の時間
周南市ホームページ		24時間縦覧
市役所リサイクル推進課	岐山通1丁目1番地	午前8時30分から 午後5時15分（土 曜日・日曜日・祝日 を除く）
新南陽総合支所	古市1丁目4番1号	
熊毛総合支所	熊毛中央町1番1号	
鹿野総合支所	大字鹿野上3277番地	

8. 縦覧期間

告示日から1か月間

9. 縦覧方法

窓口に備え付けの縦覧者名簿に必要な事項を記入し、受付。

ただし、市ホームページ上の閲覧の際は、受付は不要。

10. 縦覧者の遵守事項

- ・ 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- ・ 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- ・ 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- ・ 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

11. 意見書受付期間、提出先、及びその他意見の提出に必要な事項

受付期間 縦覧期間中から縦覧期間満了の翌日から起算して2週間を
経過する日まで

提出先 上記縦覧場所

提出様式 自由

意見書記載事項

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏
名及び登記された事務所又は事務所の所在地）

(2) 施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

提出方法 次のいずれかの方法でご提出ください。

1. 窓口提出 上記縦覧場所

2. 郵送 〒745-8686

周南市岐山通1-1

周南市リサイクル推進課 宛て

3. FAX 0834-22-8243

4. メール recycle@city.shunan.lg.jp

12. 意見書の取り扱い

提出された意見書について本市の見解をまとめ市ホームページに
掲載します。意見書に対する個別の回答及び直接関係しない質問に
関する回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

なお、意見を提出された方の個人情報等は非公表として取り扱い、情報漏洩が生じないよう適切に管理します。

問合せ：周南市環境生活部リサイクル推進課
リサイクル担当（担当：岡川）

電 話：０８３４－２２－８３０３

ファックス：０８３４－２２－８２４３

メール：recycle@city.shunan.lg.jp